平成２４年（フ）第８２０号
千葉県我孫子市高野山27番地の１―103号　スワンハイツＢ
債務者　中村　　久
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２２号
千葉県野田市岩名１丁目25番地の２　エメラルドグリーンハイツＢ棟202号室
債務者　川口　貴幸
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３４号
千葉県柏市豊四季816番地125　シュトラウス201号
債務者　葛西　優希
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４０号
千葉県野田市七光台432番地の25　サンビレッジ七光台Ａ101
債務者　本田　　進
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４３号
千葉県野田市桜台1068番地の２　フラワーハイツ桜台201号室
債務者　横川　平策
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４４号
千葉県野田市桜台1068番地の２　フラワーハイツ桜台201号室
債務者　横川　和子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４５号
千葉県野田市桜台1068番地の２　フラワーハイツ桜台201号室
債務者　横川実矢子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８号
千葉県松戸市上本郷924番地の５　ジュネパレス松戸第12―404号
債務者　一瀬　　保
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目14番49号
債務者　森本茉莉子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５号
徳島県美馬市脇町大字脇町1067番地１モニカハイツ205号、旧住所徳島県美馬市美馬町字谷口75番地４
債務者　吉田　五月
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第５号
熊本県上益城郡益城町大字島田975番地
債務者　早井　功治
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山２丁目４番地17
債務者　森　　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２４６号
三重県津市森町2134番地　67号室
債務者　中川　安子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６０号
三重県津市戸木町2274番地　エクレールＢ棟102号室
債務者　民田　一全
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７５号
三重県津市庄田町1326番地22
債務者　上嶋ますみ
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７９号
三重県亀山市若山町１番12号、前住所三重県桑名郡木曽岬町大字富田子247番地２
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１０５号
神戸市須磨区大田町４丁目２番１号、従前の住所神戸市須磨区大田町４丁目１番５―1002号
債務者　岡田貴代江
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部